

# ワイルドローバー約款

## 第一章 総則

### 第1条(適用範囲)

1)株式会社ワイルドローバー(以下、「当社」といいます)がお客様との間で締結する各種留学手続きの代行に関する契約(以下「**手続代行契約**」といいます。)は、この約款(以下「**本約款**」といいます)の定めるところによります。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。手続代行契約とは申込者に代わって教育機関、現地提携オフィス、各種手配会社、滞在先、研修先、インターンシップ先、ボランティア先等プログラムに関わる機関・企業・施設等(以下「**現地機関**」といいます)との手続きを代行するものであり、常にお客様は現地機関と直接契約を締結するものとします。

2)当社が法令に反しない範囲で書面により、お客様との間で個別の特約を結んだ場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が本約款に優先します。

### 第2条(用語の定義)

#### 1)「プログラム」

本約款において「プログラム」とは、現地機関が留学、インターンシップ、ワーキングホリデー等によりカナダで留学、研修、生活をする人々のために企画・運営・提供するプログラムの総称であり、旅行商品とは異なります。なお、プログラムの内容は、現地機関、受入先の状況、現地事情、その他当社の都合等により予告なく変わることがあります。

#### 2)「ウェブ情報」

本約款において「ウェブ情報」とは、プログラムの内容や料金を記載した当社ウェブサイトにおける情報や当社所定の書面の総称であり、ウェブ情報の記載内容は、現地機関、受入先の状況、現地事情、その他当社の都合等により予告なく変動することがあります。

#### 3)「申込日」

本約款において「申込日」とは、お客様が本約款に基づき所定の申込書を作成し、署名捺印の上(オンライン申込の場合は署名欄のクリックを署名とします)、当社に提出、これをもとに当社がお客様に対し申込内容確認書を作成し通知(送信)した日付を指します。

#### 4)「契約成立日」

本約款において「契約成立日」とは、お客様が第13条に定める申込金を支払い(申込金の支払いをもって申込内容確認書を承諾したものとします)、又、当社が申込金の支払いを確認したときをいいます。但し、特別の事情がある場合には、本約款第4条第2項に規定のとおりとします。

#### 5)「手続開始日」

本約款に基づく「手続開始日」とは、当社がお客様に対し手続きを開始する旨(手続開始案内)を通知(送信)したときをいいます。

#### 6)「手続完了日」

本約款において「手続完了日」とは、お客様の手元に入学金許可証、現地滞在先情報、ビザ関連書類など、渡航に必要な書類が揃い、出発前のオリエンテーションが終了した日付とします。

#### 7)「申込金」

本約款において「申込金」とは、プログラム毎に当社が別途規定した金額を本約款第4条に基づきお客様がお申込時に当社に支払うものであり、支払われた申込金は、本約款第13条に規定するプログラム料金の一部に充当されます。

#### 8)「現地機関」

本約款において「現地機関」とは、教育機関、現地提携オフィス、各種手配会社、滞在先、研修先、インターンシップ先、ボランティア先等プログラムに関わる機関・企業・施設等を指します。

#### 9)「プログラム料金」

本約款において「プログラム料金」とは、入学申請料、授業料、テキスト代、課外活動費、滞在手配料、滞在費、空港出迎え料、インターン手配料、現地提携オフィスサービス、その他プログラム参加にあたり、現地機関に支払う実費費用を指します。

#### 10)「プログラム料金総額」

本条前項に定める「プログラム料金」に、本約款第13条1項に定める当社サービス料金および緊急手配料、変更手数料等の料金を合わせて最終的に確定された総額料金を指します。

#### 11)「キャンセル料」

本約款において「キャンセル料」とは、本約款所定の当社に関わる変更・解約手数料とは別に現地機関が独自に規定したプログラムの変更または解約に伴い発生する手数料を指します。

## 第二章 契約の成立

### 第3条(契約の申込)

手続代行契約の申込とは、お客様が本約款に基づき所定の申込書を作成し、署名捺印の上(オンライン申込の場合は署名欄のクリックを署名とします)、当社に提出、これをもとに当社がお客様に対し、申込内容確認書を作成し通知(送信)した日付を指します。

### 第4条(契約の成立)

1)手続代行契約の成立は、当社が第3条に基づくお客様の申込内容を確認し、当社が別途規定する申込金をお客様が当社指定の方法により当社に支払い、当社が申込金を受領した時に成立するものとします。ただし、第6条に規定する事由に該当する場合はこの限りではありません。

2)第3条及び前項の規定に関わらず、当社は特別の事情がある場合には、お客様の当社所定の書面による申込を受けて、当社が承諾をすることにより手続代行契約を成立させることがあります。この場合、当社が承諾をした時に手続代行契約が成立するものとします。

### 第5条(申込条件)

1)申込期限は原則としてビザ取得の必要がない場合は受入日の1ヶ月前、ビザが必要な場合は3ヶ月前(ケベック州への就学で査証が必要な場合は5ヶ月前)までとします。申込期限を過ぎてからの申し込みについては、手続きが可能な場合は受け付けますが、第13条に定める緊急手配料が別途必要になります。

2)契約成立後、手続きを開始しますが、開始後、現地機関が定員に達している、受付を終了している等の事由が発覚した場合、当社は速やかにこの事由をお客様に伝え、代替案を紹介します。当社から手続きができない旨をお客様に伝えた時点で、お客様が契約の解除を希望する場合、申込金の全額を返金します。

3)契約成立後、現地へ出発するまでの間は、お客様による現地機関への連絡は原則として当社を通すものとします。これらに違反した場合、お客様は当社へ違約金¥10,000/回を支払うものとします。また、いかなる理由においても、当社と現地機関との業務上のやり取りをお客様に開示することはありません。

4)当社および現地機関は現地滞在中にお客様が疫病・傷害・その他の事由により、医師の診断または治療を必要と判断した場合、必要と思われる措置を取ることがあります。これにかかる一切の責任と費用は全てお客様に帰属します。

### 第6条(拒否事由)

当社は、お客様より本約款に基づく手続代行契約の申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められる場合は、申し込みをお断りする場合があります。

1)お客様が未成年者である等の理由により、手続代行契約申込について法定代理人(両親など)の同意が必要な場合に、その同意がない場合。

2)当社が要求する保証人がいない場合。

3)留学、研修、生活など現地における活動実施の可能性が低いことが明らかな場合。

4)過去の既往症、または現在の心身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めた場合。

5)お客様の語学力等がプログラム参加に明らかに不足している、プログラム参加に必要なビザが発給されない可能性が高いなど、プログラム参加に適した条件が備わっていないと当社が認めた場合。

6)現地の治安状況、天災地変、戦争、テロ、ハイジャック、運輸機関等の争議行為、国際機関・官公庁など公的機関の命令および勧告、感染症の蔓延、その他やむを得ない事情により、当社がおお客様の安全を確保できない、あるいはプログラムの実施に障害がある、またはそのおそれがあると判断した場合。

7)お客様が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがある、同行為をした等プログラムの運営に支障をきたす、またはきたすおそれがあると当社が判断した場合。

8)お客様の申し込みを承諾することが、プログラムの目的、趣旨等に照らし、ふさわしくないと当社が判断した場合。

9)お客様の申込内容に虚偽あるいは重大な漏洩があることが判明した場合。

10)当社の業務上の都合がある場合、その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。

11)お客様が当社、現地機関、他のお客様、または他の留学生に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

12)お客様、またはお客様の関係者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(1992年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)、またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。

13)お客様が当社、現地機関に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

当社の責めによらない事由により、前項各号のいずれか1つにも該当する事項が契約成立後に判明した場合、当社は本約款第20条又は第21条に基づき手続代行契約を解約することができます。この場合、お客様は当社に対し本約款に規定の解約手数料および解約したことに伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料等の費用を負担するものとします。これに必要な振込・送金にかかる手数料等はお客様の負担とします。また、当社の責めによらない事由により、本条第1項各号のいずれか1つにも該当する事項が契約成立後に判明したことにより、申し込みのプログラムが変更となった場合、お客様は当社に対し本約款に規定の変更手数料および変更したことに伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料を負担するものとします。これに必要な振込・送金にかかる手数料等はお客様の負担とします。

#### 第7条(必要書類)

1)手続代行契約に基づく各種手続に必要な書類は、お客様に応じて別途当社より案内するものとします。

2)お客様は、前項の必要書類に、指定された方法にて記入の上、当社指定の期日までに当社に提出するものとします。

#### 第8条(海外旅行傷害保険契約締結義務)

1)お客様は、手続代行契約成立後、現地での病気・傷害等に備え、お客様がより快適にかつ安心して現地での生活を送るために、原則として当社が推奨する海外旅行(留学)傷害保険契約を締結するものとします。ただし、保険料はプログラム料金には含まれていません。なお、現地滞在中に発生した事故、病気、紛争、その他の災害に関して当社は一切責任を負いません。

2)当社は、出発までにお客様が当社の責めに帰さない事由により前項の保険契約を全く締結していない場合、手続代行契約を解約することができます。この場合、お客様は、本約款の規定に基づく解約手数料及び当該解約に伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料を負担するものとします。なお、振込手数料・送金手数料等はお客様の負担とします。

### 第三章 サービスの範囲

当社は、お客様の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験並びに英語力、留学期間および予算等の諸条件を基に、カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記されたお客様の希望するプログラムに対する手続代行、渡航にあたっての情報提供などがサービスの範囲です。当社および現地機関はお客様の希望するプログラムへの合格、課程修了、内定、就職等を請負うものではありません。その他留学中あるいは留学修了後の申込者に対し何らの保証をするものでもありません。あくまでお客様からのご依頼に基づき当社が定める範囲内において提供されるものであり、当社から積極的に当該サービスの利用をお客様へご案内、利用促進をするものではありません。なお、サービスの内容および範囲は、事前に告知することなく、変更されることがあります。

## 第9条(カウンセリングサービス:当社)

お客様はカウンセラーと相談し、お客様の意思によりプログラムを選定し、手続代行契約を締結するものとします。

## 第10条(出発前サービス:当社)

「出発前サービス」とは、お客様が現地に出発する前に当社が提供するサービスでお客様の選択されたプログラムによって、内容が異なる場合があります。

### 1)入学手続きの代行

現地機関および研修先への申込手続きを代行します。

### 2)滞在先手続きの代行

現地機関が指定した滞在先(ホームステイ・寮)への申込手続きを代行します。但し、お客様が当該手続きを希望しないときや現地機関に滞在施設がない場合、当該手続きの代行は行いません。現地機関により、学校開始日の前日まで滞在施設の住所等がわからないこともあります。ホームステイでは、ひとつの家庭に性別を問わず、日本人を含む複数の留学生在が滞在する場合もあり、ステイ先が変更になる場合もあります。ホストファミリーに関して、人種、性別、宗教、経済状況、家族構成、ロケーション(通学時間)など、お客様は当社および現地機関に対してリクエストはできないものとします。但し、その他リクエストに関しては可能な限り対応しますが、保証するものではありません。また、滞在先がお客様のイメージ、希望と異なる場合も変更はできないものとします。なお、入居後、現地機関により変更が可能な場合は変更に応じます。その際の変更手数料はお客様の負担とします。ホストファミリーに関して、プライバシー保護の為、記載されている以上の情報は提供できないものとします。

### 3)空港出迎え手続きの代行

現地空港出迎えの申込手続きを代行します。現地機関が指定した出迎えの者が到着予定時刻に合わせて到着ゲートにて待機します。空港から滞在先へ移動する際、複数の留学生と乗り合いになる場合もあります。滞在先手続きを希望しないとき、および空港出迎えのない地域を除き、原則として当該手続きの申込は必須とします。空港出迎え料は別途料金となります。なお、到着日の天候・交通事情・フライト遅延など、当社および現地機関の責によらない事由により、お客様と出迎えの者が現地空港で会えなかった場合、当社からの空港出迎え料の返金はありません。またこの場合、滞在先までの交通費などはお客様に帰属し、当社はこれらの責任を負わないものとします。ただし、現地機関の過失により、お客様と出迎えの者が現地空港で出会えず、お客様が独自に滞在先へ向かった場合、当社は現地機関へ空港出迎え料の返金を要請し、お客様へ返金します。当社および現地機関は返金以外の責任は一切負わないものとする。

### 4)航空券購入のアドバイス

お客様の入国のタイミングや適切な航空券の種類についてアドバイスします。

### 5)保険の申込手続きの代行

海外旅行(留学)傷害保険の申込手続きを代行します。現地機関は受入の条件として保険加入を義務付けています。保険料は別途料金となります。

### 6)ビザ申請手続きの代行

お客様がカナダ渡航に際し、必要なビザがある場合、原則として、日本国籍、韓国籍の場合に限り、ビザ申請手続きを代行します。ビザ申請料およびビザ申請代行料は別途料金となります。なお、当該サービスはお客様のビザ取得を保証するものではありません。

### 7)プログラム料金の支払い代行

現地機関へのプログラム料金の支払い手続きを代行します。お客様は、当社所定の納付期日までに、指定された金額を指定された口座に振込むものとします。海外送金手数料(¥6,500/回)はお客様の負担とします。また利用する滞在先の条件により滞在費が異なる場合は、当社でその費用を概算請求することもあります。

### 8)オリエンテーションの実施

出発前に電話または来社によるオリエンテーションを実施します。荷物の準備、持参書類、入国時の注意事項などについて最終確認を行います。オリエンテーション会場までの交通費は、お客様の負担とします。契約の成立後に案内される「出発準備サロン」、カウンセリングを通じて、留学の心構えや勉強方法、生活に必要な各種情報(お金の管理・治安状況・生活習慣など)を紹介します。

## 第11条(現地滞在中サービス:現地機関)

1)「現地滞在中サービス」とは、希望するお客様に対し、現地機関が現地にて提供する有料サービスです。希望者には所定の料金にて同サービスの申込手続きを代行します。

2)現地滞在中サービスは、お客様の選択されたプログラムによって、あらかじめ含まれている場合や、内容が異なる場合があります。

3)現地滞在中サービスは、定められた期間・回数(第19条に定めるお客様の都合によるプログラムの中断等による場合を除く。)に限り受けることができます。但し、当社の定める方法によりお客様が申し出た場合において、やむを得ない事由があると当社が認めた場合にはこの限りではありません。

4)現地滞在中サービスの内容は、事前に告知することなく、変更されることがあります。

#### 第12条(帰国後サービス:当社)

1)「帰国後サービス」とは、お客様の帰国後(第19条に定めるお客様の都合によるプログラムの中断等による場合を除く。)において、当社がお客様に提供するキャリアカウンセリングサービスです。

2)帰国後サービスは、お客様の選択されたプログラムによって、プログラムに含まれていない場合や内容が異なる場合があります。

3)お客様は、帰国後サービスをお客様が帰国された日から起算して2ヶ月間(60日間)(第19条に定めるお客様の都合によるプログラムの中断等による場合を除く。)に所定の回数に限り受けることができます。但し、当社の定める方法によりお客様が申し出た場合において、やむを得ない事由があると当社が認めた場合にはこの限りではありません。

4)帰国後サービスの内容は、事前に告知することなく変更されることがございますので、予めご了承下さい。

5)帰国後サービスは、就職活動への助言を与えるものであり、就職や面接を斡旋、保証するものではありません。また、ウェブ情報などにおける、企業、人材紹介会社とお客様との関係について当社は一切責任を負わないものとします。

6)帰国後サービスは、お客様の選択されたプログラムによって内容や費用が異なる場合があります。

7)帰国後サービスは、お客様からの電話または来社による対応となります。来社の交通費は、お客様の負担とします。

## 第四章 諸費用

#### 第13条(諸費用)

お客様は、本約款に定める下記諸費用を納入期日までに当社に支払うものとします。

##### 1)当社サービス料金

###### ■カウンセリング関連

留学カウンセリング(1年以内の出発予定者のみ)	¥0	
大学・カレッジ進学カウンセリング	¥20,000	※1
自己分析&留学&キャリアデザイン	¥30,000	※2
現地生活カウンセリング	¥0	
学生向けシューカツカウンセリング	¥0	※3
社会人向けキャリアカウンセリング	¥0	※3

※1)全2回、①希望のヒアリング&語学力・成績確認 ②大学・カレッジの紹介と合格可能性の検証。  
※2)全3回、①現状のヒアリング ②適性テストの実施(受験料込み) ③テスト結果の検証と助言。  
※3)就職や面接を斡旋、保証するものではない。

###### ■入学手続き関連

学校入学手続き(語学学校・専門校)	¥0	
学校入学手続き(大学・カレッジ付属)	¥35,000	※1
学校入学手続き(大学・カレッジ学部)	¥150,000	※2
滞在先手続き	¥0	※3
空港出迎え手続き	¥0	※4
航空券の手配	¥0	※5
留学保険の手配	¥0	※6

海外送金カードの案内	¥0	※6
出発準備サロンの利用	¥0	
出発前オリエンテーション	¥0	
海外送金手数料	¥6,500/回	
短期手配料	¥20,000	※7
※1) 付属語学学校への入学手続き(学部進学は含まれない)。 ※2) 大学、カレッジの学部入学手続き(付属語学学校を経由した条件付入学手続きを含む)。 ※3) 原則として学校が管理、紹介する滞在先(ホームステイ、学生寮)の手続きになる。滞在手配料が別途必要。 ※4) トロント、バンクーバーは現地スタッフが出迎え、それ以外の地域は学校が定める出迎えの者が空港で待機。空港出迎え料が別途必要。 ※5) ワーキングホリデービザ又は就学ビザで26歳未満の場合のみ。 ※6) 任意加入。 ※7) 原則として1ヶ月未満のプログラムに必要。		

#### ■ビザ関連

ワーホリビザ申請代行料	¥5,000	※1
就学ビザ申請代行料	¥10,000	※1
CAQ 申請代行料	¥20,000	※1
※1) カナダ大使館が定める申請料が別途必要。原則として日本国籍者、韓国国籍者のみを対象とする。申込者のビザ、CCAQ 取得を保証するものではない。またカナダ大使館から届く書類の確認は自らの責任で行うものとする。		

#### 2) 現地提携オフィスサービス料金(バンクーバー/トロント)

ベーシックサポート(観光・就学)	3ヵ月以下/¥30,000	※1
	6ヵ月以下/¥35,000	
	1年/¥40,000	
ワーホリサポート(ワーキングホリデー)	1年/¥40,000	※1
学生寮の手配(トロントのみ)	手配料\$200 寮費\$475/4週	※2
※1) 学校申込み機関に限る。 ※2) 学校申込み期間のみ滞在可。		

#### 3) プログラム料金

プログラム料金の主な項目は、学校の申請料、授業料、教材費、インターン手配料、滞在手配料、滞在費(ホームステイ、寮など)、空港出迎え料(可能な場合)、現地提携オフィスサービス料金などです。当社がお客様へ発行する請求書は現地機関が公式に定める正規料金(限定的な各種割引や特典が反映する以前の費用)に基づき算出され、その算出方法は当社が定めるものとする。各機関が限定的に実施する各種割引、特典、その他費用等に関する特別な配慮、当社が発行する請求書への反映方法については当社が定めることとする。なお、現地および渡航にかかる交通費・通信費・保険料・航空運賃、個人的な諸費用などは請求書には含まれません。また、プログラム料金は現地機関の事情により、予告なしに変更されることがあります。プログラム料金に第13条に定める当社サービス、緊急手配料等が設定および含まれている場合はこれらの料金を合わせて最終的に確定された総額料金を「プログラム料金総額」といいます。

#### 4) 申込金

申込金は現地機関やプログラムによって異なります。お客様は申込内容確認書を確認した後、期日までに所定の申込金を支払うものとします。振込手数料等は申込者の負担とします。なお、申込金はプログラム料金総額の一部であり、請求書からは、この申込金がプログラム料金総額から引かれるものとします。又、現地機関の事由により、出願が受理されなかった場合、申込金全額を返金します。その他の場合は、いかなる事由でも申込金は返金されません。

現地機関(留学先)	申込金
語学学校/専門学校	¥95,000
大学・カレッジ付属	¥95,000
大学・カレッジ学部	¥210,000
銀行名: 三菱東京 UFJ 銀行 上六(うえろく)支店	
口座名: (株)ワイルドローパー 口座番号: 普通 0632332	

#### 5)緊急手配料:

学校開始日まで各所定の日数を切っている場合、お客様は所定の緊急手配料を別途支払うものとします。

#### 申し込みの受入規定と緊急手配料

開始日までの期間	就学ビザの場合			ビザなし/ワーキングホリデーの場合	
	語学学校 専門学校	付属校	CAQ 必要	語学学校 専門学校	付属校
20 週以上	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
16~20 週前まで	¥0	¥10,000-	¥20,000-	¥0	¥0
12~16 週前まで	¥0	¥15,000-	受け付けない	¥0	¥0
11~12 週前まで	¥10,000-	¥20,000-	受け付けない	¥0	¥10,000-
9~11 週前まで	¥15,000-	受け付けない	受け付けない	¥0	¥15,000-
7~9 週前まで	受け付けない	受け付けない	受け付けない	¥0	受け付けない
5~7 週前まで	受け付けない	受け付けない	受け付けない	¥0	受け付けない
3~5 週前まで	受け付けない	受け付けない	受け付けない	¥15,000-	受け付けない
2~3 週前まで	受け付けない	受け付けない	受け付けない	¥30,000-	受け付けない
2 週以内	受け付けない	受け付けない	受け付けない	受け付けない	受け付けない

#### 6)その他の諸費用

以下に挙げる費用は、プログラム料金総額に含まれません。

- ①航空運賃、空港税・空港使用料・航空保険料・燃油費、その他航空券購入時に付随する費用
- ②海外旅行(留学)傷害保険料
- ③パスポート申請料
- ④渡航および現地にかかる交通費・通信費・教材費(現地で支払う場合)・保険料・個人的な諸費用
- ⑤契約期間外の滞在費

スケジュールの関係上、出発地、途中経由地や現地にてホテルなどの宿泊施設に宿泊する場合、その宿泊にかかる費用はお客様の負担とします。

#### ⑥緊急連絡費

緊急を要する場合、現地機関などとの連絡に国際電話、ファックス等を使用することがあります。この費用はお客様の負担とします。(1件1回あたり) 国際電話代 3,000 円 国際ファックス代 2,000 円

#### 第14条(プログラム料金総額の支払方法)

1)前条により定められたプログラム料金総額の支払いは、必ず当社が別途指定する期日までに、当社指定の口座に振込あるいは当社指定の方法で支払うものとします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

2)当社指定の期日までにプログラム料金総額をお支払い頂けない場合、当社は、手続きを停止することもあり、希望出発時期までに手が完了できなくなる場合があります。

3)現地機関の都合、各種交通機関の都合等、当社の責によらない事由によりプログラム料金に変更された場合、当社の指示する方法で必要な差額をお支払い頂く場合があります。但し、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様のご負担とします。

#### 第15条(為替変動)

プログラム料金ならびにその他の諸費用を当社が代行して海外へ支払うにあたり、当社所定の為替レートにて決済を行うこととします。請求金額は、請求書発行日の当社所定為替レート(請求書発行日の三菱東京UFJ銀行TTS+¥3.5)を適用し、日本円にてお客様の該当する費用を請求するものとします(請求書発行日が土・日曜日の場合は前の金曜日の三菱東京UFJ銀行TTS+¥3.5を所定為替レートと

する。)。お客様は当社の指示に従い請求された費用を支払うものとします。なお、請求書発行後、為替変動による損益が生じた場合、当社より申込者に差額の返金・追加徴収は一切行わないこととします。お客様より当社への振込が指定の期日を過ぎた場合、一旦振込費用を受領するが、お客様への請求時と為替変動が生じた場合、差額を再請求する場合があります。又、申込後の取消しの場合、現地機関などから返金がある場合、返金される費用受領後に当社がカナダドルから日本円に換算するときの所定レート(換算日の三菱東京UFJ銀行TTB-¥1.0)にて決済を行うものとします。なお、返金にかかる諸費用は申込者の負担とします。

## 第五章 契約の変更及び解除

### 第16条(お客様の申出による契約の変更)

#### 1) プログラムの一部変更(同一校、同一プログラム内での変更)

契約成立後のお客様の事由による、プログラムの開始日、滞在形態、現地サポート、空港出迎え等の各種変更については、本人、もしくは本人の指定する代理人による書面(又はメール)での通知を必要とします。その際、変更が可能な場合、本条で定める所定の変更手数料および学校が定める変更手数料を必要とします。振込手数料等はお客様の負担とします。なお、契約成立前の変更の場合、変更手数料はかからないものとします。

変更時期	変更手数料
契約成立日まで	なし
契約成立日から起算して10日以内	5,000円
契約成立日から起算して11日以降30日以内	10,000円
契約成立日から起算して31日以降60日以内	15,000円
契約成立日から起算して61日以降90日以内	20,000円
契約成立日から起算して91日以降	25,000円
出発日の2日前まで	30,000円
出発日以降	解約として取り扱うものとし、本約款に定める解約手数料を別途当社に支払うものとします。

空港出迎え手配のため、当社から現地機関へフライトスケジュールの連絡が完了した後、お客様の都合によりフライト変更が生じた場合には、フライト変更手数料として1回2,000円を必要とします。なお、契約成立後、第24条に該当する免責事項により留学が不可能となったお客様が、留学条件を変更し、再度手続代行を依頼する場合には、当社は本条に示す変更手数料を請求することなく、再度手続代行を行うものとします。

#### 2) プログラム内容自体の変更(申込期間、他校、他プログラムへの移行を伴う変更)

- (1) お客様は、当社に対し、契約において選択されたプログラムを、申込期間、他校、他プログラムに変更することを書面により申し出ることができます。この場合、当社が当該申出に基づく変更を受け、現地機関と確認がとれたときに、変更を承諾したこととします。なお、当社は、申込者の希望に沿うことができるよう可能な限り対応しますが、希望に沿えない場合もあります。
- (2) プログラム自体の変更の申出に対する当社の承諾日が、契約成立日前の場合、変更手数料は発生しません。
- (3) プログラム自体の変更の申出に対する当社の承諾日が、契約成立日以降の場合、変更前の契約については解約として取り扱い、お客様は、第20条に定める解約手数料を別途当社に支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。
- (4) 解約された変更前のプログラム契約に基づき、お客様が当社に支払い済みの金員がある場合は、変更後の新たなプログラム契約に伴うプログラム料金総額に充当されるものとし、過不足がある場合は別途精算するものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

変更時期	変更手数料
契約成立日まで	なし
契約成立日以降	解約として取り扱うものとし、本約款に定める解約手数料を別途当社に支払うものとします。

#### 3) 本条第1項および第2項のいずれの場合も、本約款に定める変更手数料および解約手数料のほか、変更前のプログラムにつき、

変更又は解約したことに伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料はお客様の負担とし、当社の指示に基づきお客様が別途支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

4) 本条第1項および第2項のいずれの場合におきましても、当社はおお客様による変更の申出に対し、他校、他プログラム、現地機関における定員、時期その他の諸事情により、お客様の希望に沿えない場合があります。

#### 第17条(その他の事由による契約の変更)

1) 現地機関の都合により受入が拒否された場合、大使館又は移民局の都合等によりビザ(査証)の発給がなされない場合、又は発給が遅延した場合、出入国が拒否された場合、天災地変・戦争・テロが発生した場合、その他当社の責めに帰さない事由により日程、現地機関、滞在先、研修先、その他プログラムが変更されることがあります。

2) 各種交通機関の都合によるスケジュールの変更、改正、その他当社の責めに帰さない事由により日程、プログラム料金に変更になることがあります。

3) 当社は、現地機関から得られる最新資料に基づき、プログラムに関する最新の情報をお客様に提供するように努力いたしますが、現地機関の都合等当社の責めに帰さない事由により、授業、研修、滞在先、プログラム料金等が変更されることがあります。

4) 本条各項によりプログラムが変更されたことに伴い生じたプログラム料金の増減については、現地機関により返金、追加請求等があった場合には、差額分の精算を行います。また、本条各項によるプログラムの変更に伴い、お客様に何らかの損害が発生したとしても、当社はその損害についての責任を一切負いません。

5) 本条各項によりプログラムの変更が必要となる場合、お客様は当社に対し、当社及び現地機関にプログラム料金総額の支払いを完了している、いないにかかわらず、本約款に規定の変更手数料、解約手数料、キャンセル料を支払うものとします。

6) お客様が感染の可能性がある病気に罹患した場合、当社は、当社の判断で、お客様の出発を制限し、又はお客様の現地機関の利用を制限する場合があります。これにより、プログラムの変更又は解約が必要となる場合、お客様は当社に対し、本約款に規定の変更手数料、解約手数料およびキャンセル料を支払うものとします。

7) 当社は、プログラムの変更に伴い、お客様に対し返還すべき金員がある場合は、速やかに返金の手続きを行います。但し、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

#### 第18条(お客様による契約の解約)

1) お客様は、当社所定の書面にて当社に申出ることにより、いつでもプログラム契約を解約することができます。

2) ①お客様は、前項の規定に基づきプログラム契約を解約した場合、当社および現地機関にプログラム料金総額の支払いを完了している、いないにかかわらず、本約款で規定する解約手数料を当社に支払うものとします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

②お客様は、前項の規定に基づきプログラム契約を解約した場合、本約款で規定する解約手数料とともに現地機関が規定するキャンセル料を当社に支払うものとします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

3) 当社は、お客様からプログラム料金総額として受領した金員がある場合、現地機関へのキャンセル料の支払い等に充当します。

4) 当社は、解約に伴い発生した解約手数料およびキャンセル料を差し引いた後、なお、お客様に対し返還すべき金員がある場合は、速やかに返金の手続きを行います。但し、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

#### 第19条(お客様による中断等)

お客様の都合による中途退学、中途帰国等の事由により、お客様がプログラムの実施を中断した場合、当社は、お客様より受領したプログラム料金総額をお客様に返金することはいたしません。但し、プログラム料金については、現地機関から当社に対し返金があった場合、中断に伴い発生した解約手数料およびキャンセル料を差し引いた後、なお、お客様に対し返還すべき金員がある場合は、速やかに返金の手続きを行います。但し、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

## 第20条(当社による解約)

1)お客様に次に定める事由が一つでも生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく手続代行契約を解約することができます。

- ①お客様が当社指定の期日までに申込書その他必要な書類を提出しない場合。
- ②お客様が当社指定の期日までに必要な金員の支払いをしない場合。
- ③お客様が当社に届け出たお客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合。
- ④お客様が本約款に違反した場合。
- ⑤お客様が手続代行契約を維持しがたい不信行為を行った場合。
- ⑥お客様が病気、介助者の不在等の事由により、プログラムの継続に耐えられない場合。
- ⑦手続代行契約成立後において、本約款第6条に定める事由のうち一つにでも該当する場合。
- ⑧その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。

2)前項に基づき、当社が本約款に基づく手続代行契約を解約した場合、当社および現地機関にプログラム料金総額の支払いを完了している、いないにかかわらず、お客様は当社に対し、本約款の規定に基づく解約手数料および解約に伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料を支払うものとします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

## 解約手数料一覧(本約款第18, 19, 20条関係)

解約時期	解約手数料
申込日から起算して7日以内	なし
契約成立日から起算して10日以内	申込金
契約成立日から起算して11日以降30日以内	申込金+20,000円
契約成立日から起算して31日以降手続完了日の前日まで	申込金+30,000円
手続完了日から起算して出発日の前日まで	申込金+50,000円
出発日以降	申込金+現地機関からの返金額の30%

### ■注意事項

※1 プログラム料金総額・変更・解約手数料は、お客様の各種サービスの利用回数、利用内容、利用状況等により減額又は増額されるものではありません。

※2 お客様の都合により各種サービスを利用しなかった場合、又は利用回数が少なかった場合でも、プログラムの料金・変更・解約手数料は減額または免除されるものではありません。

※3 変更・解約手数料は、当社および現地機関にプログラム料金総額の支払いを完了している、いないにかかわらず、上記に定めるとおり手続の進捗に応じて発生します。

※4 プログラム料金を現地機関に当社が代行して支払う際、本約款第15条の規定に基づき当社所定の為替レートを採用します。

※5 手続代行契約が変更または解約となった場合、本約款により当社が定める変更・解約手数料以外に、学校、滞在先、研修先、各種手配会社、現地提携オフィス等の現地機関が独自に規定した変更・解約に関わる手数料(キャンセル料)をお客様にご負担頂くものとします。なお、振込・送金手数料等はお客様の負担とします。

※6 手続代行契約が変更または解約となった場合、現地機関へプログラム料金としてお支払い頂いている金員につきましては、現地機関への返還内容に照らし精算をし、前項によるキャンセル料及び当社所定の変更・解約手数料を差し引いた上で残金がある場合は返金いたします。その際、本約款第15条の規定に基づき、当社の定める方法・為替レートにより計算し精算いたします。なお、返金にかかる振込・送金手数料等は、お客様の負担とします。

※7 夏期・年末年始など長期休業日を除き、当社の手続代行契約は契約成立日から14日以内に手続開始を行うものとし、契約成立日から1年以内(出発有効期限内)に出発することを原則としております。但し、お客様の申出により、当社がやむを得ないと認めた場合には、当社所定の手続を行った上で、手続開始及び出発日を延長することができます。

※8 本約款第24条に定める事由によりプログラムが変更または解約となった場合にも所定の変更・解約手数料が発生します。

## 第21条(当社による無催告解約)

1)お客様に次に定める事由の一つまたは複数が生じた場合、当社は、催告することなく、本約款に基づくプログラム契約を解約することができるものとします。

- ①お客様が、日本国内外を問わず、破産、民事再生、私的整理又はこれに類する破産手続の申立をし、又はその申立を受けた場合。
- ②お客様が死亡、所在不明、又は一ヶ月以上にわたり連絡不能となった場合。

- ③お客様がプログラム契約を維持しがたい不信行為を行った場合。
- ④プログラム契約成立後において、本約款第5条(11)~(13)に定める事由のうち一つにでも該当する場合。
- ⑤その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。

2)前項に基づき、当社が本約款に基づく手続代行契約を解約した場合、当社および現地機関にプログラム料金総額の支払いを完了している、いないにかかわらず、お客様は当社に対し、本約款の規定に基づく解約手数料及び、当該解約に伴い発生した現地機関が定めるキャンセル料、実費を支払うものとします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

#### 第22条(航空券・パスポート・ビザについて)

1)希望者に限り、航空券の手配は当社提携旅行社が手配する事ができます。出発日まで十分な日数がないと判断した場合や諸事情により手配が困難な場合はこれを行わないものとします。また、航空券の申込があった時点で、定員に達しており、航空券の取得ができない場合、当社ならびに提携旅行社は責任を負わないものとします。航空券が取得できない事が原因で学校入校日が変更になる場合、お客様は所定の変更手数料を支払うものとします。

2)航空券を個人で手配する場合、受入予定日の前日ないしは前々日に現地へ到着する便を手配するものとします。航空券の手配が予定日にできず、受入日の変更が必要な場合は、所定の変更手数料を支払うものとします。出発便名、現地空港への到着日時は学校開始日の14日前までに当社へ連絡するものとします。なお、13日前以降の当社への通知、または通知後の変更については、1回あたり¥2,000を支払うものとします。

3)パスポートの取得、必要なビザの確認はお客様の責任で速やかに行うものとします。なお、就学ビザ・ワーキングホリデービザ申請代行サービスはお客様のビザ取得を保証するものではありません。また、カナダ大使館から届く書類の確認はお客様の責任で行うものとします。この確認を怠った場合、予定通り渡航できない場合があります。

## 第六章 責任

#### 第23条(当社の責任範囲)

1)現地機関が留学、インターンシップ、ワーキングホリデー等によりカナダで留学、研修、生活をする人々のために企画・運営・提供するプログラムは、現地機関独自のものであり、当社が自らのサービスとして提供をするものではありません。当社は、本約款に基づき手続代行契約で定められた各種手続の代行、カウンセリング、オリエンテーション等を提供するのみであり、現地機関が提供するプログラム、サービスの内容等を保証するものではありません。

2)当社は、本約款に基づいて、お客様の希望する現地機関に対する各種手続の代行、カウンセリング、オリエンテーション等のサービスを提供するのみであり、現地機関への入学、課程の修了、就職等を請け負うものではなく、その他プログラム、サービスの内容等を保証するものではありません。

3)当社は、本約款に基づいて、お客様の希望する滞在先(ホームステイ、学生寮等)に対する手続代行を提供するのみであり、滞在先の質、内容等を保証するものではありません。

4)当社は、本約款に基づいて、ビザ申請の手続代行を提供するのみであり、ビザ発給を保証するものではありません。ビザ発給の可否については大使館等の判断によるものであり、当社は何ら責任を負いません。

5)当社は、お客様と現地機関との間でお客様に生じたトラブル、損害などに対し何ら責任を負いません。

#### 第24条(免責事項)

1)当社は、以下の事由によるプログラムの変更、解約または不能によりお客様に生じた損害などに対し何ら責任を負いません。また、申込金、プログラム料金総額、変更手数料等、お客様が既に当社にお支払い頂いた費用についても一切返金いたしません。なお、以下の事由によりプログラムが変更または解約となった場合においても本約款所定の変更・解約手数料が発生しますので、予めご了承下さい。

- ①お客様の主観的事由により、お客様が希望する留学先、研修先、滞在先等、現地機関の条件・内容がお客様に適合しない場合。
- ②当社の責めに帰さない現地機関の都合・判断により、お客様の留学先、研修先、宿泊滞在先、授業内容、研修内容、宿泊滞在先内容、ボランティア内容、インターンシップ内容、プログラム料金、その他プログラムの日程、内容が変更され、または不能となった場合。
- ③天災、地変、戦争、暴動、テロ、ハイジャック、ストライキ、事故、運輸機関の遅延、その他当社の管理できない事由により、プログラムの内容が変更され、または不能となった場合。

- ④大使館、移民局等の都合、法改正等当社の責めに帰さない事由により、プログラムの内容が変更され、または不能となった場合。
- ⑤当社が管理できないお客様の都合または大使館、移民局等の都合でパスポート、ビザが発給されない場合、発給が遅延した場合、または現地で入国拒否された場合。
- ⑥当社が管理できない現地機関の都合・判断によりお客様の受入れを拒否若しくは延期されたことによりプログラムが変更され、又は不能となった場合。
- ⑦当社が管理できない現地機関または大使館・移民局等公的機関の責めに帰すべき事由によりプログラムが変更され、または不能となった場合。
- ⑧現地機関の入学・参加許可基準に、お客様の成績が達せずお客様へのプログラム参加が変更され、または不能となった場合。
- ⑨現地機関が提供する空港出迎えサービス、イベント、アクティビティーなどの参加で生じた紛争・事故・損害、または病気等。

2)当社および現地機関は、お客様の特定の行動に対して指示又は指導を行うものではなく、お客様は、個人の責任において行動するものとします。お客様個人の行動により生じた以下に例示するような事項は、お客様個人の責任と負担で解決するものとし、当社は何ら責任を負いません。

- ① お客様が日本国または現地の法令に違反し、又はそれに準ずる行為を行なったことにより生じた刑事事件等。
- ② お客様が現地における危機管理、安全、健康その他の配慮を欠いたことにより生じた、紛争・事故・損害、または病気等。
- ③ お客様と他の留学生、その他第三者との間で生じた紛争・事故・損害。
- ④ お客様と現地機関との間で生じた紛争・事故・損害。
- ⑤ その他お客様個人の行動により生じた紛争・事故・損害。
- ⑥ 特定のスポーツをする際、保険の特約が必要であれば本人の責において加入手続を行うものとします。

#### 第25条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由によりお客様が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

#### 第26条(授業内容等の変更)

当社では、留学先学校等、現地機関から当社に送られてきた最新資料に基づきプログラムを紹介しますが、現地機関の事情による授業内容、研修内容、滞在先の変更、その他プログラム内容に関する変更について責任を負いません。

## 第七章 その他

#### 第27条(個人情報の取扱い)

お客様の個人情報は、当社の個人情報保護方針(当社のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。)に基づき、以下のとおり取り扱います。

- ①お客様が当社の手続代行契約を申込み際、氏名、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先、性別、生年月日、出生地、国籍、婚姻歴・学歴・職歴などを通知頂きます。これらお客様の個人情報は、現地機関への手続代行、お客様への連絡、当社での顧客層の分析及び各種ご案内・情報提供等をお客様に差し上げる目的の利用に限定し、他の目的には一切利用いたしません。
- ②お客様が当社に提供される個人情報の事項については、お客様の任意で決定して下さい。但し、必要事項をご提供頂かなかつた場合、ご利用頂けないサービスや各種手続ができない場合があります。
- ③当社は、お客様の個人情報を、現地機関への手続代行、航空券の手配、保険の加入、ビザ申請、キャリアカウンセリング、職業紹介、就職支援・紹介等を行うために、航空会社、保険会社、銀行、旅行社、ホールセラー、現地機関、現地政府機関、就職支援会社、職業紹介事業者、各通信・宅配事業者、国内緊急連絡先に記載されている方へ提供する場合があります。
- ④当社は、お客様へご案内等を差し上げるため、メール配信及び、ダイレクトメール代行業者等にお客様の個人情報を預託する場合があります。
- ⑤お客様は、いつでもお客様本人の個人情報を開示するよう求めることができます。開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合、お客様は当該個人情報の訂正、または利用の中止を要求することができます。なお、開示の際、送料等の実費はお客様の負担とします。
- ⑥開示、訂正、または利用の中止を要求される場合、次のお客様窓口まで、お電話、又はメールでご連絡下さい。

個人情報に関する問合せ窓口:

〒553-0003 大阪市福島区福島 4-1-67 プリメラビル 5C  
株式会社 ワイルドローパー 06-6445-8130

#### 第28条(一般義務)

お客様は、次の各号を遵守し、当社の円滑な運営に協力するものとします。

- ① 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- ② 当社、現地機関等が定める各種規則に従って行動すること。
- ③ 当社、現地機関のみならず、現地の人々に対しても現地の文化を充分理解し、常識をわきまえて行動すること。

#### 第29条(準拠法)

本約款および手続代行契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第30条(裁判管轄)

本約款及び手続代行契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第31条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

#### 第32条(連絡方法)

本約款の変更、その他当社の重要事項の変更については、当社のホームページに表示して、連絡させていただきます。

#### 第33条(発効期日)

本約款の内容は、2010年6月22日以降に申し込まれるすべての手続代行契約に適用されます。

2010年6月22日 改定

>2009年6月20日-2010年6月21日のお申込適用の約款

>2008年10月20日-2009年6月19日のお申込適用の約款